

東京都北区自立支援協議会設置要綱

20北福障第4204号
平成21年3月6日区長決裁

(設置)

第1条 障害者(障害児を含む。以下同じ。)への支援体制を整備するとともに、
障害者に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、東京都北区自立
支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障害者への支援体制の整備
- (2) 障害者への支援体制に関する課題の検討
- (3) 北区障害者計画の改定
- (4) 北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の策定
- (5) 北区障害者計画、北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の進捗状況
の把握及び評価
- (6) その他協議会の運営に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員
30人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 北区障害者団体連合会が推薦する者
- (3) 区内に所在する相談支援事業者
- (4) 地域住民代表
- (5) 保健医療関係代表
- (6) 教育・就労関係代表
- (7) 北区議會議員
- (8) 北区社会福祉協議会が推薦する者
- (9) 福祉部長
- (10) 地域福祉課長
- (11) 障害者福祉センター所長
- (12) 子ども家庭支援センター所長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、学識経験者である委員の中から区長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聞くことができる。
- 3 委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(除斥)

第7条 委員は、審議内容に利害関係のあるときは、その議事に加わることはできない。ただし、協議会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に規定する協議事項について、調査、研究等を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する部会委員をもって組織する。
- 3 部会委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月10日から施行する。

付 則（平成24年5月31日区長決裁24北福障第1674号）

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 北区障害者施策推進協議会設置要綱（12北福地第824号平成13年1月24日区長決裁）は廃止する。

付 則（令和2年11月6日区長決裁2北福障第3666号）
この要綱は、令和2年11月6日から施行する。

付 則（令和4年3月25日区長決裁3北福障第5362号）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年12月5日区長決裁4北福障第4162号）
この要綱は、令和4年4月1日から適用する。